

2025年度 東京科学大学（理工学系）基金奨学金 「青木朗記念奨学金」募集要項

東京科学大学では、企業・団体、同窓生、本学関係者ご遺族などの本学に縁の深い方々からのご支援ご協力により「東京科学大学基金」が設置されております。

当基金は、本学における教育及び研究の発展や社会への貢献の質をさらに高めていくため、様々な事業活動に活用していこうとするものです。

東京科学大学基金にお寄せいただいた学生の奨学を用途に特定された篤いご寄附について、ご寄付いただいた方々のご意志を尊重し、また深い敬意と感謝の意を表し、個人名・企業名を冠した奨学金を設立し、奨学生の募集を実施いたします。

【青木朗先生略歴及び「青木朗記念奨学金」設立の経緯】

1919年(大正8年)4月25日東京生まれ。1942年(昭和17年)東京工業大学紡績学科卒業後、東京工業大にて助手、第一期特別研究生、専任講師として勤務された。1951年(昭和26年)東京工業大学を退職後、大和紡績(株)に入社し、1962年(昭和37年)弁理士試験に合格。1963年(昭和38年)大和紡績(株)退職後アメリカに渡り、バーンズ法律事務所に勤務。帰国後の1966年(昭和41年)「青木内外特許事務所」を東京赤坂に創立し、虎の門へ移転の後、1982年(昭和57年)「青和特許法律事務所」に名称変更して現在に至る。近年は青和特許法律事務所名誉会長でおられたが、2012年(平成24年)3月、92才で逝去された。現在、事務所には弁護士7名、弁理士約80名の総数約300名の所員が勤務している。

青木先生は、学生時代非常に苦学されたご経験から、特に経済的に困難な状況にある学生の支援のため、東工大基金にご寄附いただいた。本学では、そのご厚情に応えるべく、次代を担う優秀な学生を育成するため、「青木朗記念奨学金」を設立することとした。

1. 奨学金の目的

学業優秀な者に対し経済的援助を行うことにより、将来リーダーとして国際的に活躍できる人材の養成に資することを目的とする。

2. 奨学生の資格

- (1) 2025年4月現在、学院の修士課程1年次に在学する者。所属(院・系)は問わない。
- (2) 学業成績が優秀で、更に、学業の発展向上が期待できる者。
- (3) 本人が属する世帯の税込年収の合計が給与所得の場合支払金額が800万円未満の者、給与所得外の場合所得金額が337万円未満の者。
- (4) 日本国籍である者及び永住者等の在留資格を持つ者。
- (5) 民間奨学団体等の他の給付型奨学金(東京科学大学基金奨学金を含む)を受けていない者。

3. 採用予定人数

3名

4. 奨学金の額

月額 50,000円

5. 給付期間

奨学金を授与する期間は、最長で標準修業年限の終期までとする。

6. 出願の手続き

(1) 書類選考申請を行う。

下記①及び②の両手順を、応募締切期限までに完了させる。(一方の手順完了だけでは選考対象としない)

①「学内選考用奨学金申請書」と関係添付書類一式をPDFファイルにし、1つのフォルダ内にまとめ、当該フォルダを「書類提出先Box」にアップロード(提出)する。

②書類アップロード後に、「申請フォーム」より入力申請を行う。

※学内選考申請の詳細は、下記大学HPにて確認のこと。

(在学生の方>学費・奨学金>民間財団等奨学金>民間等奨学金について)

<https://www.titech.ac.jp/student-support/students/tuition/financial-aid/applications>

(2) 書類選考通過者は別途期日までに以下の書類を提出しなければならない。

① 基金奨学金申請書 (研究計画又は研究状況及び研究業績一覧含む)

② 小論文「あなたは将来リーダーとして国際的にどのような活躍をしたいですか。」
(400字程度)

③ 推薦書(指導教員に依頼。様式任意)

7. 応募締切

応募締切 2025年5月9日(金) 17:00 厳守 ※締切日時以降の到着分は受理しません。

書類選考通過者 追加書類提出締切 2025年5月23日(金)

8. 奨学生の選考

(1) 第一次選考: 書類選考 2024年5月16日までに選考結果通知(メール)予定

(2) 第二次選考: 面接選考 2024年6月上～中旬予定(詳細は追って連絡)

(3) 奨学生の採用は、教育本部会議で審議の上、学長が決定し、本人に通知する。

9. 奨学生採用式

2025年7月中旬～下旬開催予定の奨学生採用式に、出席すること。

その他、本奨学金に関し大学が実施する行事には参加すること(ただし修学上やむを得ない事情がある場合は学生支援課まで申し出ること)。

10. 奨学金の給付

奨学金は、奨学生の指定する口座に四半期毎に振り込むものとする。

11. 奨学金の休止及び復活

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。
- (2) 奨学生が留学し、又は長期にわたって海外に滞在するときは、奨学金の給付を休止することがある。
- (3) 奨学金の給付を休止された奨学生が、その事由が止んで申し出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

12. 奨学金給付の廃止

以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を廃止する。

- (1) 退学若しくは転学し、又は除籍になったとき。
- (2) 懲戒処分を受けたとき。
- (3) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績又は性行が不良になったとき。
- (5) その他奨学生として適当でない事実があったとき。

13. 奨学金の返還

奨学生に、奨学生として適当でない事実があったときは、既に給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることがある。

14. 奨学生の異動届出

奨学生が、次のいずれかに該当するときは、速やかに学生支援課まで届け出ること。

- (1) 休学、復学、転学、留学若しくは退学し、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

15. 報告書の提出

奨学生は、毎年度末に学修報告書を、学業成績証明書を添えて提出すること。

【照会先】

教育推進部学生支援課経済支援グループ

大岡山キャンパス Taki Plaza 1 階

TEL: 03-5734-3014

E-MAIL: studentsupport.financialaid@adm.isct.ac.jp